

さすガねっと S プラン標準工事及び回線撤去工事規約

大阪ガス株式会社

本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、さすガねっと S プランに関する標準工事、回線撤去工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、条件を定めたものです。お客さまは、本規約、さすガねっと S プラン各種サービス会員規約本則、さすガねっと S プラン契約約款及びこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に同意したうえでお申込みいただくことが必要です。

第1条 （当工事の請負）

当社は、お客さまによるさすガねっと S プランの利用に伴い、さすガねっと S プラン契約約款に記載の標準工事を請け負います。また、当社は、お客さまによるさすガねっと S プランのご解約に伴い、お客さまが回線撤去工事の実施をご希望された場合に、さすガねっと S プラン契約約款に記載の回線撤去工事を請け負います。

第2条 （当工事の料金）

当工事の料金は、当工事の作業が完了した日以降に本規約等に基づくインターネットの月額利用料と合わせてお支払いいただきます。

第3条 （契約成立）

お客さまが、本規約等の全てにご同意いただいた上で、当社にお申込みいただき、当社がこれを承諾した時点で当工事の請負契約がお客さまと当社の間で成立いたします。なお、代理人による当工事のお申込みであった場合でも、建物等の法的な所有者の意思として同様に扱うものとし、代理人は、当該所有者から本規約等の事項の全ての同意を得る義務及び責任を負うものといたします。

第4条 （作業料金の変更）

1. 当社又はお客さまは、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる作業料金額の変更を求められることができるものとします。
 - ①当工事の追加又は変更があったとき。
 - ②工期（当工事の着手から当該当工事の作業終了までをいいます。以下同じとします。）の変更があったとき。
 - ③契約期間（当工事の請負契約の成立から当該請負契約の終了までをいいます。以下同じとします。）内に予測することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、作業料金額が明らかに適当ではないと認められるとき。
 - ④中止した当工事又は災害を受けた当工事を続行する場合において、作業料金額が明らかに適当でないとき。
2. 作業料金額を変更するときは、お客さまと当社との間で協議により決定するものとします。

第5条 （当工事の委託）

当社は、当工事の全部又は一部を当社委託先へ委託（当該委託先からの再委託を含みます。以下同じ。）する場合があります。また、当社は、当社委託先に対し、お客さまに関する情報を必要な範囲で開示いたしますが、第10条（個人情報の取扱）に記載する利用目的以外の目的には使用いたしません。

第6条 (作業完了)

1. 当工事の作業終了後、お客さまに当工事の実施結果をご確認いただき、工事の完了確認を書面又は電磁的にいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事の作業終了した場合においても、さすガねっと Sプランの利用ができないときがありますので、予めご了承ください。
2. 訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金はお支払いいただきます。
 - ①違法行為となる作業を要求された場合。
 - ②お客さまが、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。
 - ③お客さまが、自ら又は反社会的勢力を利用して、当社及び当社委託先に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - ④お客さまの責により、作業に必要な環境が整っていない場合。
 - ⑤作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。
 - ⑥作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客さまにより開錠できない場合。
 - ⑦作業に必要な情報を開示いただけない場合。
 - ⑧その他当工事を遂行するうえで、当社又は当社委託先が不適切と合理的に判断する行為があった場合。
3. 当工事の作業終了後1年間以内に、当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客さまからお申し出があった場合に限り、無償で修理等に対応をさせていただきます。ただし、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、再度、正規料金をいただいて訪問します。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間又は日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。

第7条 (完成及び検査)

1. 当社は、工事実施日の終期までに、お客さまに検査を求め、お客さまは、速やかにこれに応じて当社の立会いのもとに検査を行うものとします。なお、当社は、回線撤去工事に関して、原状回復に係る工事は行わず、回線撤去後における簡易的な補修工事を当社指定の工法で行うことで当該回線撤去工事の作業終了といたします。
2. 検査に合格しないときは、当社は、お客さまの指定する期間内に、修補し、又は改造してお客さまの検査を受けるものとします。

第8条 (第三者の損害)

1. 当工事の施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛争が生じたときは、当社はその処理解決に当たるものとします。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由によるときは、この限りではありません。
2. 前項に要した費用は当社の負担とし、工期は延長しないものとします。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由によって生じたときは、その費用はお客さまの負担とし、必要があると認めるときは、当社は工期の延長を求めることができるものとします。

第9条 (延滞利息)

お客さまが作業料金について支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、本規約等の定めに基づき延滞利息をお支払いいただきます。

第10条 (個人情報取扱)

当社は、当工事の実施にあたりお客さまからご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用し

又は第三者に提供することがあります。

- ①お客さまよりご依頼を受けた当工事を遂行するため
- ②お客さまに対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- ③お客さまへの工事向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
- ④お客さまからいただいたご意見、ご要望にお答えするため

第11条 (免責)

当工事に関して当社及び委託業者が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する作業料金を上限とします。ただし、当社及び委託業者の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人及び個人事業主の場合を除く）。なお、不可抗力その他当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害については、当社及び当社委託先は一切の損害賠償義務を負わないものとし、お客さまが負担すべき金額を当社とお客さまとの間で協議により決定するものとします。

第12条 (紛争解決)

本契約に関し、当社とお客さまとの間で紛争を生じた場合、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、裁判により解決するものとします。

【当工事役務提供事業者】

商号：大阪ガス株式会社

住所：大阪府中央区平野町四丁目1番2号

代表者氏名：代表取締役社長 藤原 正隆

問合せ先：さすガねっと専用ダイヤル 0120-001-021

附則：本規約は2025年2月4日から実施します。